

閲覧用

—皆様のご意見をお寄せください—

「杉並区耐震改修促進計画案」について

杉並区

## ご意見をお寄せください。(区民等の意見提出手続)

杉並区耐震改修促進計画案につきまして、郵便、ファクス、Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見用紙に書いて、皆様のご意見をお寄せください。区公式ホームページの意見提出専用フォームにご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所(在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください。(公表はいたしません)

いただいたご意見の概要とそれに対する区の考え方などは後日公表する予定です。

### 【閲覧場所】

建築課耐震改修担当(区役所西棟3階)、区政資料室(区役所西棟2階)、  
区民事務所、図書館

■意見募集期間 平成28年3月1日(火)～平成28年3月30日(水)まで

■意見提出先 杉並区役所都市整備部建築課耐震改修担当  
〒166-0004 杉並区阿佐谷南1-15-1  
FAX 03-5307-0690  
E-mail [Kentiku-K@city.suginami.lg.jp](mailto:Kentiku-K@city.suginami.lg.jp)

■杉並区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp/>

■問い合わせ先 杉並区役所都市整備部建築課耐震改修担当  
電話 03-3312-2111(代表)

(案)

# 杉並区耐震改修促進計画

平成28年 4月

杉並区

# 目次

## 第1章 計画の目的と位置付け 1

背景	1
1 目的	2
2 位置付け	2
3 計画の期間と見直し時期	3
4 対象区域と対象建築物	3

## 第2章 耐震化の現状と目標 4

地震の被害想定	4
1 区内建築物の耐震化の現状と目標	5
2 用途でみた耐震化の現状と目標	6
3 閉塞を防ぐべき道路沿道の耐震化の現状と目標	11
4 木造住宅密集地域の耐震化の現状と目標	18
5 多数の区民が利用する建築物等の耐震化の現状と目標	20

## 第3章 耐震化促進の方針と取組 24

基本的な考え方	24
1 区内建築物の耐震化の方針と重点的な取組	24
2 用途でみた耐震化の方針と取組	26
3 閉塞を防ぐべき道路沿道の耐震化の方針と取組	30
4 木造住宅密集地域の耐震化の方針と取組	32
5 多数の区民が利用する建築物等の耐震化の方針と取組	34
6 その他の取組	35

## ◆ 資料編

耐震改修促進法における規制対象一覧	-1-
地盤の状況	-3-
地震に関する地域危険度	-4-

## 第1章 計画の目的と位置付け

### 背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災(マグニチュード7.3)では、約25万棟の家屋が全半壊し、約6,400人以上の方が亡くなりました。この地震による被害は、建築基準法(昭和25年法律第201号)における新耐震基準\*1(昭和56年6月1日施行)の適用以前に建築された建築物に集中しました。

この教訓を踏まえて、国は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号 以下「耐震改修促進法」という)を制定し、平成17年の法改正で、地方公共団体においても、区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための「耐震改修促進計画」を策定することを規定しました。

さらに、東日本大震災後の平成25年には、大規模建築物等の耐震診断の義務化など、既存建築物の耐震化を緊急に促進するための法改正が行われました。

東京都は、平成19年に区市町村の耐震改修促進計画の指針となる「東京都耐震改修促進計画」を策定し、平成28年に改定しました。その間、平成23年に東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例を制定し、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断の義務化などを規定しました。

杉並区においても、平成26年度から、東京都の不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)制度を活用し、不燃化まちづくり促進の取組を強化しています。

近年、平成20年の岩手・宮城内陸地震や平成23年の東日本大震災などの地震が頻発しており、特に東日本大震災は甚大な被害をもたらしました。また、首都直下地震など大規模地震の発生の切迫性が強く指摘され、杉並区内でも大きな被害が想定されています。

\* 1 **新耐震基準**は建築基準法の改正により昭和56年6月1日から導入された基準で、それ以前の基準を一般的に**旧耐震基準**といい区別しています。

この新耐震基準は、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような稀に発生する中規模の地震に対しては柱や壁等の構造体を無被害にとどめ、一度は遭遇するような極めて稀に発生する大地震に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。

## 1 目的

杉並区は、大規模地震から区民の生命と財産を守るため、平成20年に杉並区耐震改修促進計画(以下、「本計画」という)を策定し、区内建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に進めてきました。

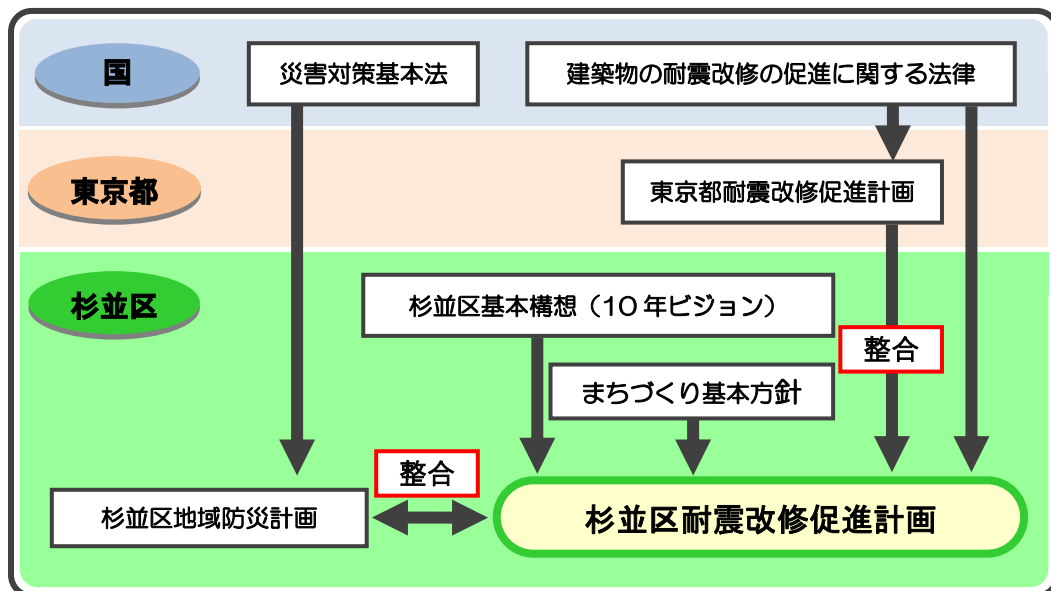
このたび、区内建築物の耐震化の進捗状況や耐震改修促進法の改正など、区を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、これまでの計画を継続するとともに、建築物の耐震化を更に加速化させ、杉並区総合計画及び実行計画の施策である「災害に強い防災まちづくり」を推進することを目的に改定します。

## 2 位置付け

本計画は、杉並区まちづくり基本方針を踏まえ、耐震改修促進法第6条第1項に基づいて策定するものです。

本計画の策定にあたっては、「東京都耐震改修促進計画」及び災害対策基本法第42条に基づき作成された「杉並区地域防災計画」と整合を図ります。

### ■杉並区耐震改修促進計画の位置付け



### 3 計画の期間と見直し時期

本計画の期間は、杉並区総合計画の期間である平成33年度までとし、杉並区総合計画や東京都耐震改修促進計画※など関連計画の改定、社会経済状況の変化など、必要に応じて見直しを行うとともに、3年ごとの実績の検証を行うこととします。

※東京都耐震改修促進計画(平成28年改定)の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間、おおむね3年を目途として定期的な検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行うことになっています。

### 4 対象区域と対象建築物

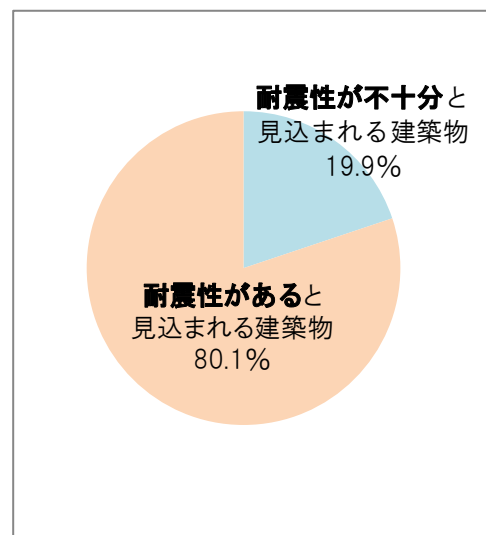
本計画の対象区域は、**区内全域** とします。

対象となる建築物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)における**新耐震基準**  
\*1(P.1) **(昭和56年6月1日施行)の適用以前に建築された建築物**を基本とします。(ただし国・東京都所有の建築物は除く)

#### ■区内全建築物【耐震性別】内訳

区内全建築物数	119,461 棟
耐震性が不十分と見込まれる建築物	23,721 棟
耐震性があると見込まれる建築物	95,740 棟

本資料の数値は、昭和56年以後の建築確認申請件数及び、平成24年土地利用現況調査より推計しています。(以下、「平成24年土地利用現況調査等により推計」という。)



## 第2章 耐震化の現状と目標

### 地震被害想定

平成24年4月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(東京湾北部地震、マグニチュード7.3、冬の夕方6時、風速8m/秒)によると、杉並区における被害想定は、区内全建築物119,461棟のうち、全壊棟数は3,692棟(3.1%)、火災による焼失は23,028棟(19.3%)、建物倒壊などによる死傷者数は5,405人となっています。

#### ■ 杉並区における被害想定(東京湾北部地震、M7.3、冬の夕方6時、風8m/秒)

被害想定項目	杉並区	東京区部
物的被害		
揺れなどによる建物全壊	3,692棟 (3.1%)	111,898棟
地震火災	23,028棟 (19.3%)	195,309棟
人的被害		
死者	556人	約9,300人
負傷者	4,849人	約140,200人
計	5,405人	約149,500人
供給処理施設の機能障害率		
電力	25.2%	24.9%
通信	19.7%	10.0%
都市ガス	46.8~99.8%	34.3~88.7%
上水道	24.9%	45.0%
下水道	26.0%	27.1%

東京都「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(平成24年4月公表)より



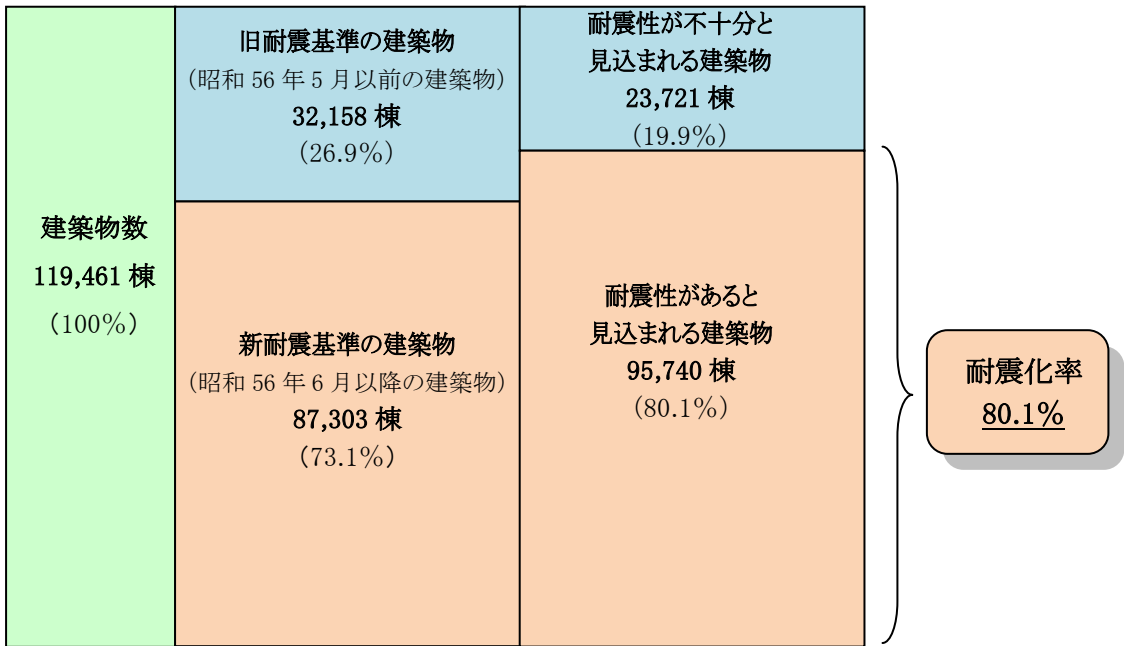
### 1 区内建築物の耐震化の現状と目標

#### (1) 区内建築物の耐震化の現状と目標

**現状** 区内建築物は **約80.1%** が耐震性があると見込まれます。

平成24年現在、杉並区内には約11万9千棟の建築物があります。  
 そのうち、地震による被害を受けやすいといわれる昭和56年5月以前に建てられた建築物は約3万2千棟です。ただし、昭和56年5月以前に建てられた建築物でも、耐震診断、耐震改修を行うことなどにより十分な耐震性を有しているものもあり、それらを含めると、耐震性があると見込まれる建築物の割合は、区内の建築物全体の80.1%と推計されます。

#### ■ 区内の建築物の耐震化の現状（平成24年度）



平成24年土地利用現況調査等より推計

**目標** 平成 33 年度までに **96%以上** 耐震化することを目標とします。

この目標に関する方針・取組みは24ページ

## 2 用途でみた耐震化の現状と目標

### (1) 住宅の耐震化の現状と目標

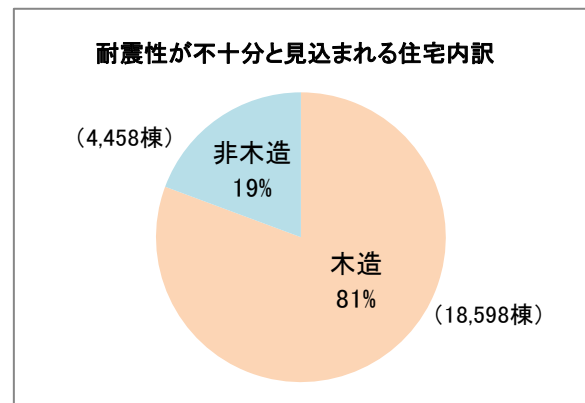
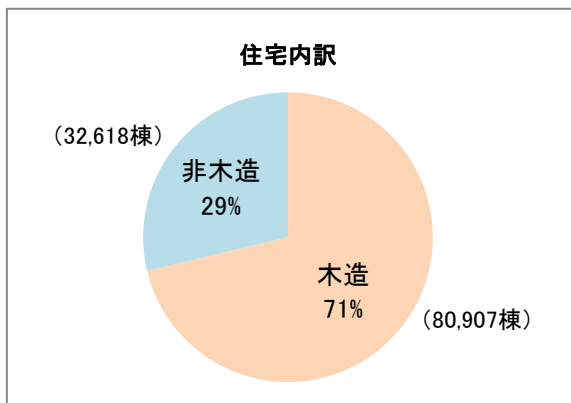
**現状** 区内の住宅は **約79.7%** が耐震性があると見込まれます。

住宅都市杉並においては、区内の建築物は約11万9千棟あり、そのうち95%を住宅が占めています。戸建住宅や、アパート・マンション・長屋など集合住宅の合計は約11万3千棟です。

#### ■ 住宅の耐震化の現状（平成24年度）

	棟数(戸数)	耐震性が不十分と見込まれる住宅	耐震性があると見込まれる住宅	耐震化率
木造	80,907 棟	18,598 棟	62,309 棟	77.0%
	160,120 戸	43,443 戸	116,677 戸	72.9%
非木造 (マンション等)	32,618 棟	4,458 棟	28,160 棟	86.3%
	180,610 戸	26,775 戸	153,835 戸	85.2%
合計	113,525 棟	23,056 棟	90,469 棟	<b>79.7%</b>
	340,730 戸	70,218 戸	270,512 戸	79.4%

平成24年土地利用現況調査等より推計



■木造住宅内訳

	棟数(戸数)	耐震性が不十分と見込まれる住宅	耐震性があると見込まれる住宅	耐震化率
戸建住宅	66,998 棟	15,322 棟	51,676 棟	77.1%
	66,998 戸	15,322 戸	51,676 戸	77.1%
集合住宅	13,909 棟	3,276 棟	10,633 棟	76.4%
	93,122 戸	28,121 戸	65,001 戸	69.8%
合計	80,907 棟	18,598 棟	62,309 棟	77.0%
	160,120 戸	43,443 戸	116,677 戸	72.9%

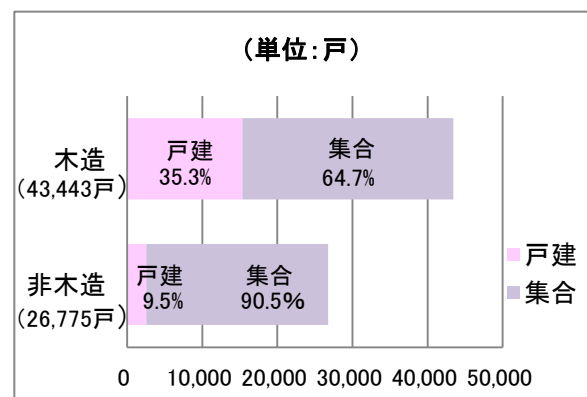
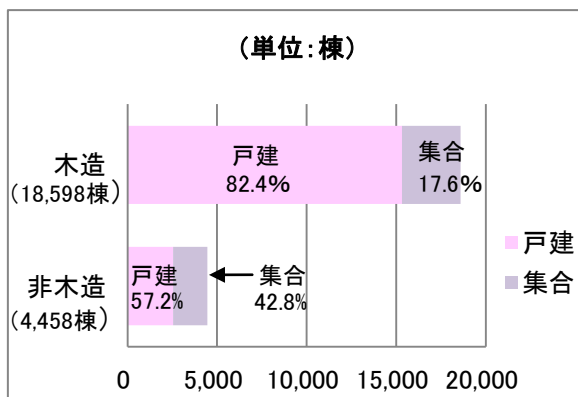
平成 24 年土地利用現況調査等より推計

■非木造住宅内訳

	棟数(戸数)	耐震性が不十分と見込まれる住宅	耐震性があると見込まれる住宅	耐震化率
戸建住宅	19,489 棟	2,550 棟	16,939 棟	86.9%
	19,489 戸	2,550 戸	16,939 戸	86.9%
集合住宅	13,129 棟	1,908 棟	11,221 棟	85.5%
	161,121 戸	24,225 戸	136,896 戸	85.0%
合計	32,618 棟	4,458 棟	28,160 棟	86.3%
	180,610 戸	26,775 戸	153,835 戸	85.2%

平成24年土地利用現況調査等より推計

■耐震性が不十分と見込まれる住宅内訳



目標

平成 33 年度までに **96%以上** 耐震化することを目標とします。

この目標に関する方針・取組みは26～29ページ

(2) 住宅以外の建築物の耐震化の現状と目標

**現状** 区内の住宅以外の建築物は **約88.8%** が耐震性があると見込まれます。

住宅以外の建築物は区内に約6千棟あります。内訳は下表のとおりです。

■ 住宅以外の建築物の耐震化の現状（平成24年度）（単位：棟）

	棟数	耐震性が不十分と見込まれる建築物	耐震性があると見込まれる建築物	耐震化率
事務所・営業店舗(銀行など)等	1,350	166	1,184	87.7%
デパート・店舗・飲食店・ホテル等	1,219	147	1,072	87.9%
寺社・教会・町内会館等	710	109	601	84.6%
幼稚園・学校・大学・専修学校等	706	19	687	97.3%
自動車車庫・交通施設・倉庫等	591	80	511	86.5%
病院・診療所・保育所・高齢者施設等	507	59	448	88.4%
美術館・図書館・公会堂・体育館等	317	25	292	92.1%
工場・生コン工場・自動車修理工場・洗濯作業を伴うクリーニング店	173	27	146	84.4%
官公署等	164	8	156	95.1%
※その他	199	25	174	87.4%
合計	5,936	665	5,271	<b>88.8%</b>

平成24年土地利用現況調査等より推計

※その他・・・給水所・給水施設建屋・排水所・変電所・受変電設備建屋・温室など

**目標** 平成33年度までに **96%以上** 耐震化することを目標とします。

この目標に関する方針・取組みは29ページ

## (3) 区立施設の耐震化の現状と目標

**現状** 区立施設は **約99.7%** が耐震性があると見込まれます。

■ 区立施設の耐震化の現状（平成27年度）

	棟数(戸数)	耐震性が不十分と見込まれる建築物	耐震性があると見込まれる建築物	耐震化率
防災上重要な施設 小・中学校、地域センター、保健センター、保育園・幼稚園、高齢者・障害者等福祉施設	417 棟	1 棟	416 棟	99.8%
多くの区民が利用する施設 博物館、会館、図書館、区民事務所、会議室など	80 棟	1 棟	79 棟	98.8%
区の公共住宅	80 棟	0 棟	80 棟	100.0%
	1,242 戸	0 戸	1,242 戸	100.0%
合計	577 棟	2 棟	575 棟	<b>99.7%</b>

防災上重要な施設及び多くの区民が利用する施設について耐震化を進めてきましたが、平成28年3月現在、杉並清掃事務所と産業商工会館(耐震補強工事中)を除き、すべて耐震性を有する施設となりました。

**目標** 平成33年度までに **100%** 耐震化することを目標とします。

この目標に関する方針・取組みは29ページ

■区立施設(小学校)の耐震化の例



外付け耐震補強工事



### 3 閉塞を防ぐべき道路沿道の耐震化の現状と目標

地震で倒壊した建築物により道路が閉塞されると、震災時の避難、消火活動等を妨げることになりかねません。特に、幹線道路は、大地震の発生時に救急救命活動の生命線となり、緊急支援物資の輸送、復旧及び復興の大動脈となるため、沿道の耐震化は喫緊の課題となっています。

#### (1) 特定緊急輸送道路沿道地域の耐震化の現状と目標

##### ① 特定緊急輸送道路

東京都は、平成23年に制定した、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」において、緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると認めるものを特定緊急輸送道路に指定し、沿道建築物の耐震診断の実施等を義務付けました。その後、平成26年4月に耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づく耐震診断を義務付ける道路にも指定しました。

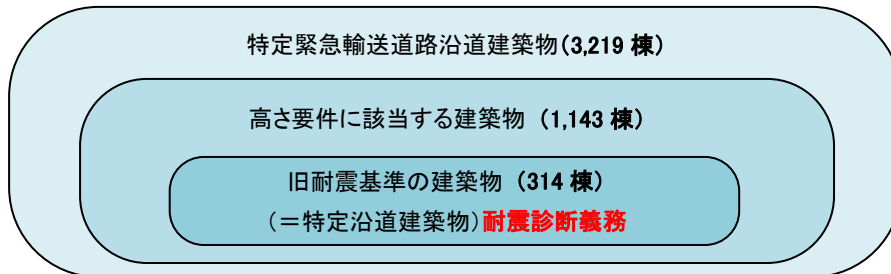
区内の特定緊急輸送道路は、下図の7路線です。

#### ■ 杉並区内で指定された特定緊急輸送道路

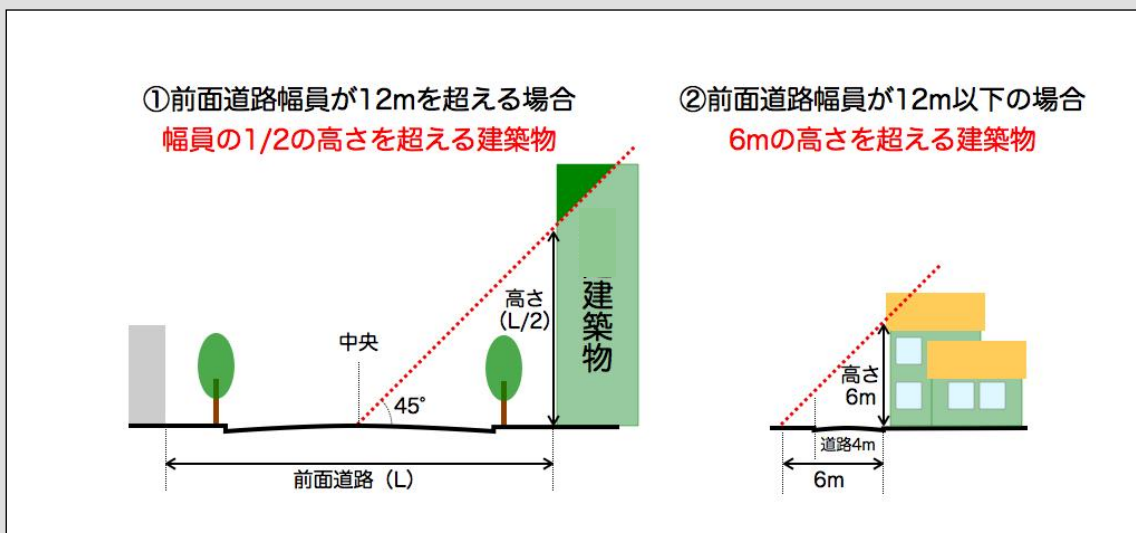


② 対象建築物

当該道路に面する建築物は3,219棟あります。道路を閉塞する恐れのある高さ要件に該当する建築物\*2は1,143棟で、そのうちの旧耐震基準\*1 (P.1) の建築物314棟(以下、「特定沿道建築物」という。)に耐震診断が義務付けられています。



\* 2 **高さ要件に該当する建築物**とは、敷地が特定緊急輸送道路等に接していて、道路幅員のおおむね  $1/2$  以上の高さの建築物をいいます。道路幅員が 12m 以下の場合、6m を超える高さの建築物をいいます。例えば、青梅街道の標準的な幅員は 25m であるため、その場合には 12.5m 以上（4～5階相当）の建物が対象となる可能性があります。



\* 道路閉塞させる住宅・建築物（国土交通省資料）より



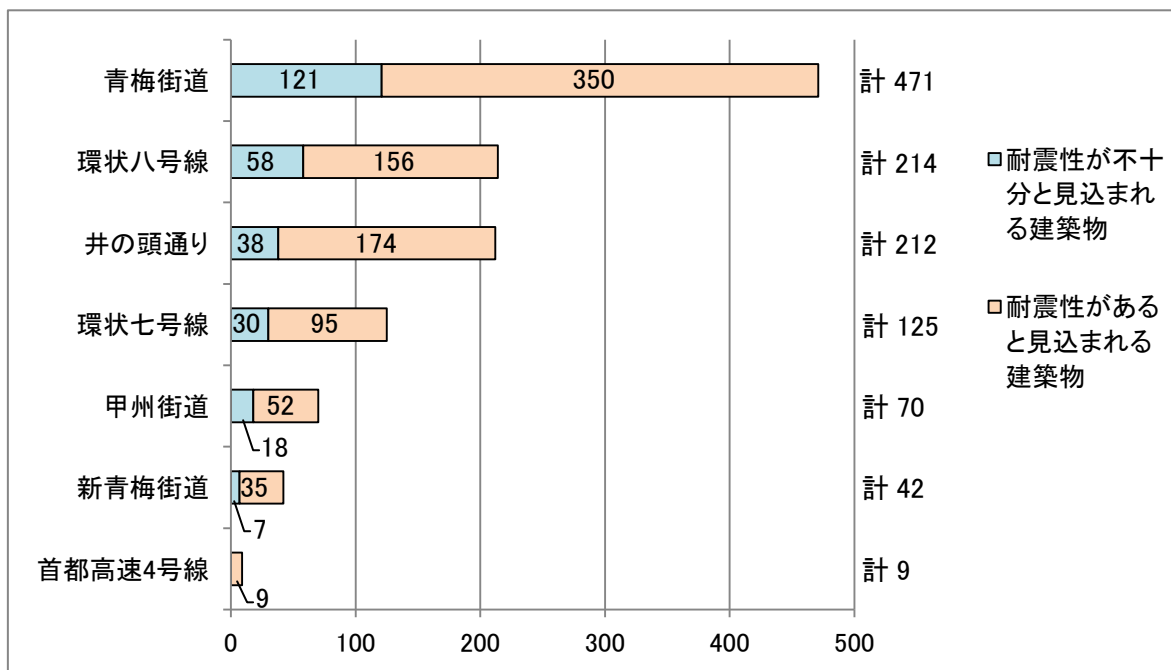
**現状** 高さ要件に該当する特定緊急輸送道路沿道建築物は **約76.2%** が耐震性があると見込まれます。

### ■沿道建築物で高さ要件に該当する建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

路線	棟数	(旧耐震基準の建築物)	耐震性が不十分と見込まれる建築物	耐震性があると見込まれる建築物	耐震化率
青梅街道	471	(139)	121	350	74.3%
環状八号線	214	(64)	58	156	72.9%
井の頭通り	212	(45)	38	174	82.1%
環状七号線	125	(32)	30	95	76.0%
甲州街道	70	(22)	18	52	74.3%
新青梅街道	42	(12)	7	35	83.3%
首都高速4号線	9	(0)	0	9	100.0%
合計	1,143	(314)	272	871	<b>76.2%</b>

- ・平成23年杉並区特定緊急輸送道路沿道等の建築物所有者調査より推計
- ・耐震化率は建物所有者からの耐震化状況の報告書による平成26年度末の推計値

### ■沿道建築物で高さ要件に該当する建築物の耐震化の状況 (単位：棟)



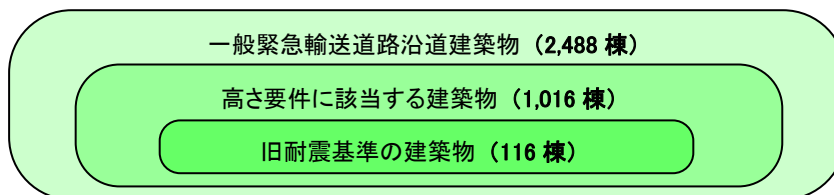
**目標** 平成33年度までに **96%以上** 耐震化することを目標とします。

この目標に関する方針・取組みは30ページ

(2) 一般緊急輸送道路沿道地域の耐震化の現状と目標

東京都は、震災時における避難、救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動を支える主要な幹線道路を一般緊急輸送道路として、建築物の倒壊などによる閉塞を防ぐべき道路に指定しています。

当該道路に面した建築物2,488棟のうち、高さ要件\*3(P.12)に該当するものは1,016棟で、そのうち旧耐震基準の建築物は116棟あります。



区内の一般緊急輸送道路は、下図の8路線です。

■杉並区内の一般緊急輸送道路図



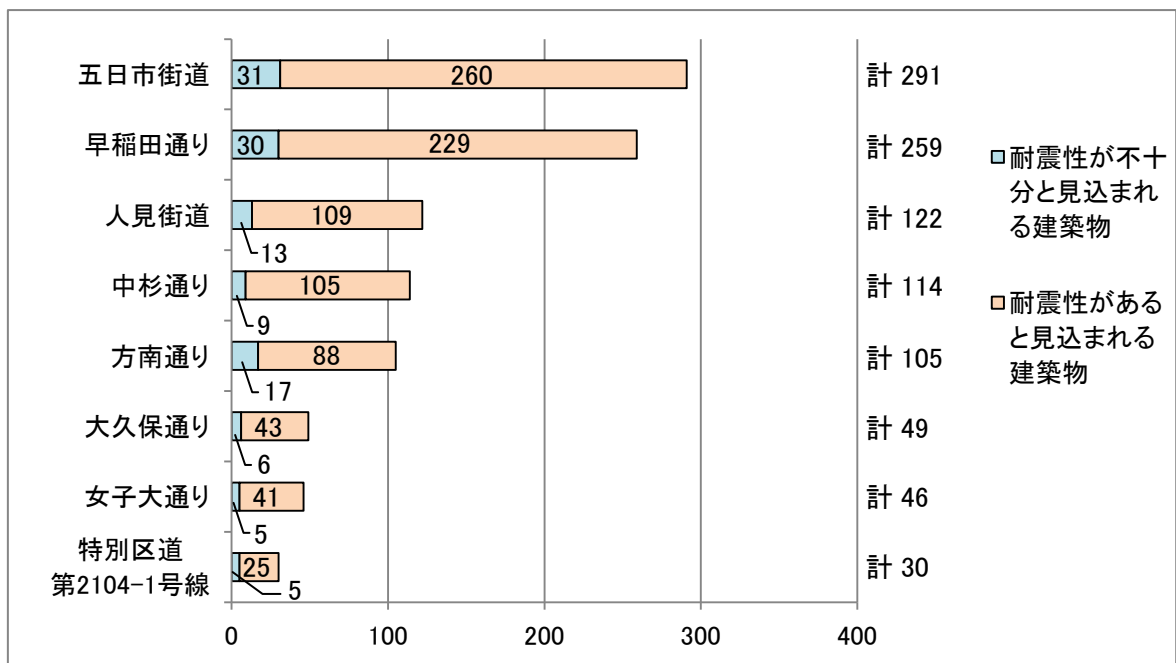
**現状** 高さ要件に該当する一般緊急輸送道路沿道建築物は **約88.6%** が耐震性があると見込まれます。

■一般緊急輸送道路に面し高さ要件に該当する建築物の耐震の現状 (単位：棟)

路線	棟数	(旧耐震基準の建築物)	耐震性が不十分と見込まれる建築物	耐震性があると見込まれる建築物	耐震化率
五日市街道	291	(45)	31	260	89.3%
早稲田通り	259	(39)	30	229	88.4%
人見街道	122	(19)	13	109	89.3%
中杉通り	114	(10)	9	105	92.1%
方南通り	105	(25)	17	88	83.8%
大久保通り	49	(8)	6	43	87.8%
女子大通り	46	(6)	5	41	89.1%
特別区道 第2104-1号線	30	(6)	5	25	83.3%
合計	1,016	(158)	116	900	<b>88.6%</b>

平成23年杉並区特定緊急輸送道路沿道等の建築物所有者調査より推計

■一般緊急輸送道路に面し高さ要件に該当する建築物の耐震の状況 (単位：棟)

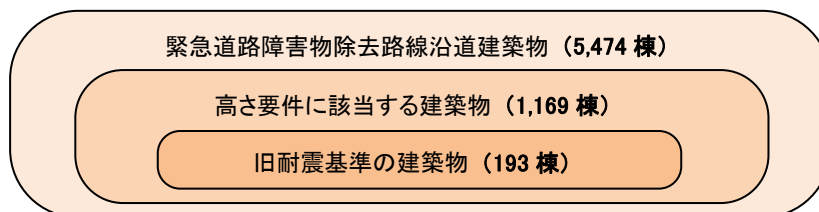


**目標** 平成33年度までに **96%以上** 耐震化することを目標とします。

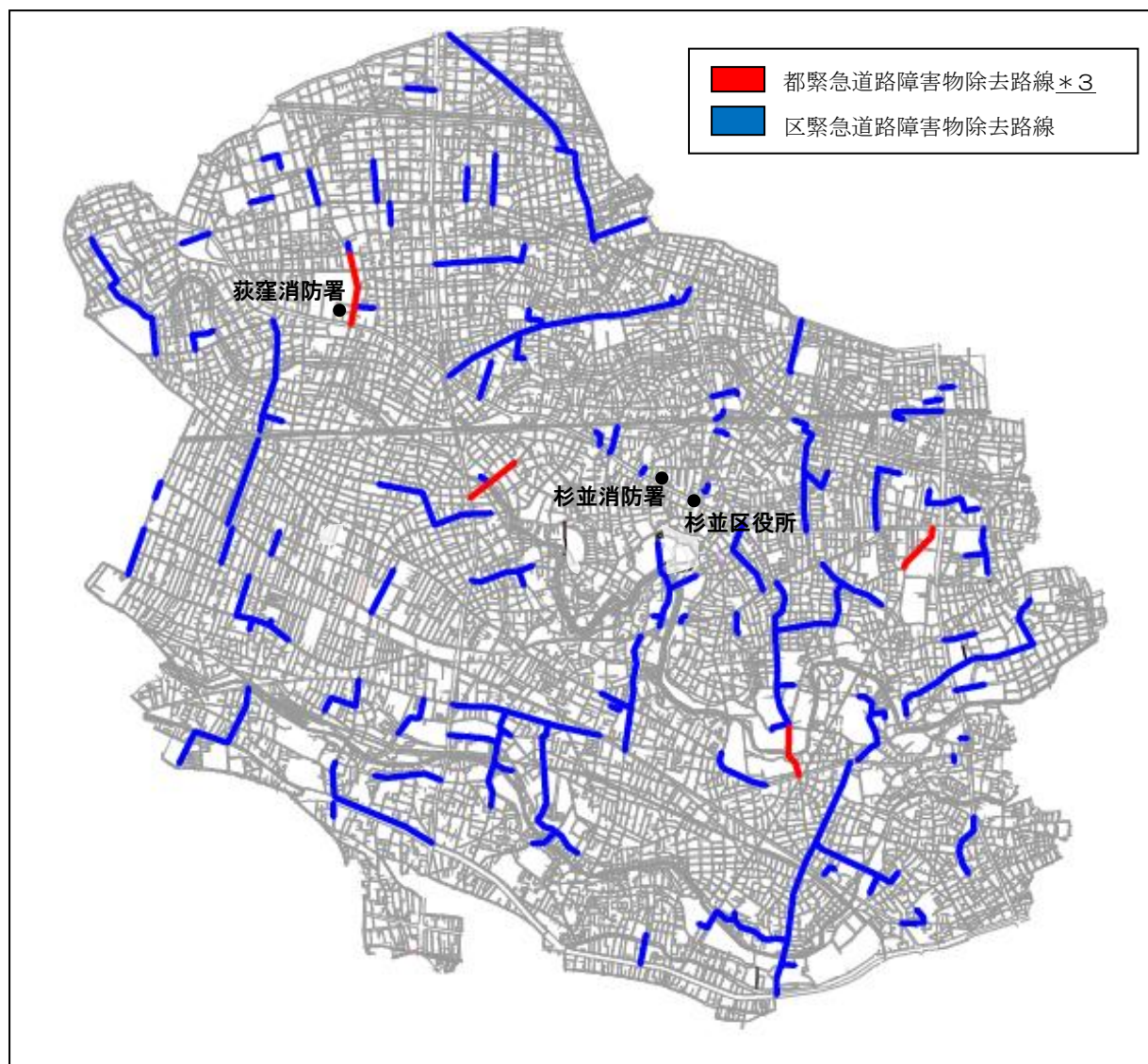
この目標に関する方針・取組みは31ページ

### (3) 杉並区緊急道路障害物除去路線地域の耐震化の現状と目標

区は杉並区地域防災計画で、災害時の避難路の確保や迅速な消火・救援・救助活動のため、震災救援所(区立小中学校)及びその周辺に至る道路を緊急道路障害物除去路線として選定しています。



#### ■ 杉並区緊急道路障害物除去路線網



\* 3 **都緊急道路障害物除去路線**とは、震災時における救急救護活動及び緊急物資の輸送等に必要輸送路で東京都が選定した路線をいいます。

**現状** 杉並区緊急道路障害物除去路線沿道建築物は **約88.5%** が耐震性があると見込まれます。

■杉並区緊急道路障害物除去路線に面し高さ要件に該当する建築物の耐震化の現状 (単位:棟)

棟数	(旧耐震基準の建築物)	耐震性が不十分と見込まれる建築物	耐震性があると見込まれる建築物	耐震化率
1,169	(193)	135	1,034	<b>88.5%</b>

\*平成23年杉並区特定緊急輸送道路沿道等の建築物所有者調査より推計

**目標** 平成33年度までに **96%以上** 耐震化することを目標とします。

この目標に関する方針・取組みは31ページ



#### 4 木造住宅密集地域の耐震化の現状と目標

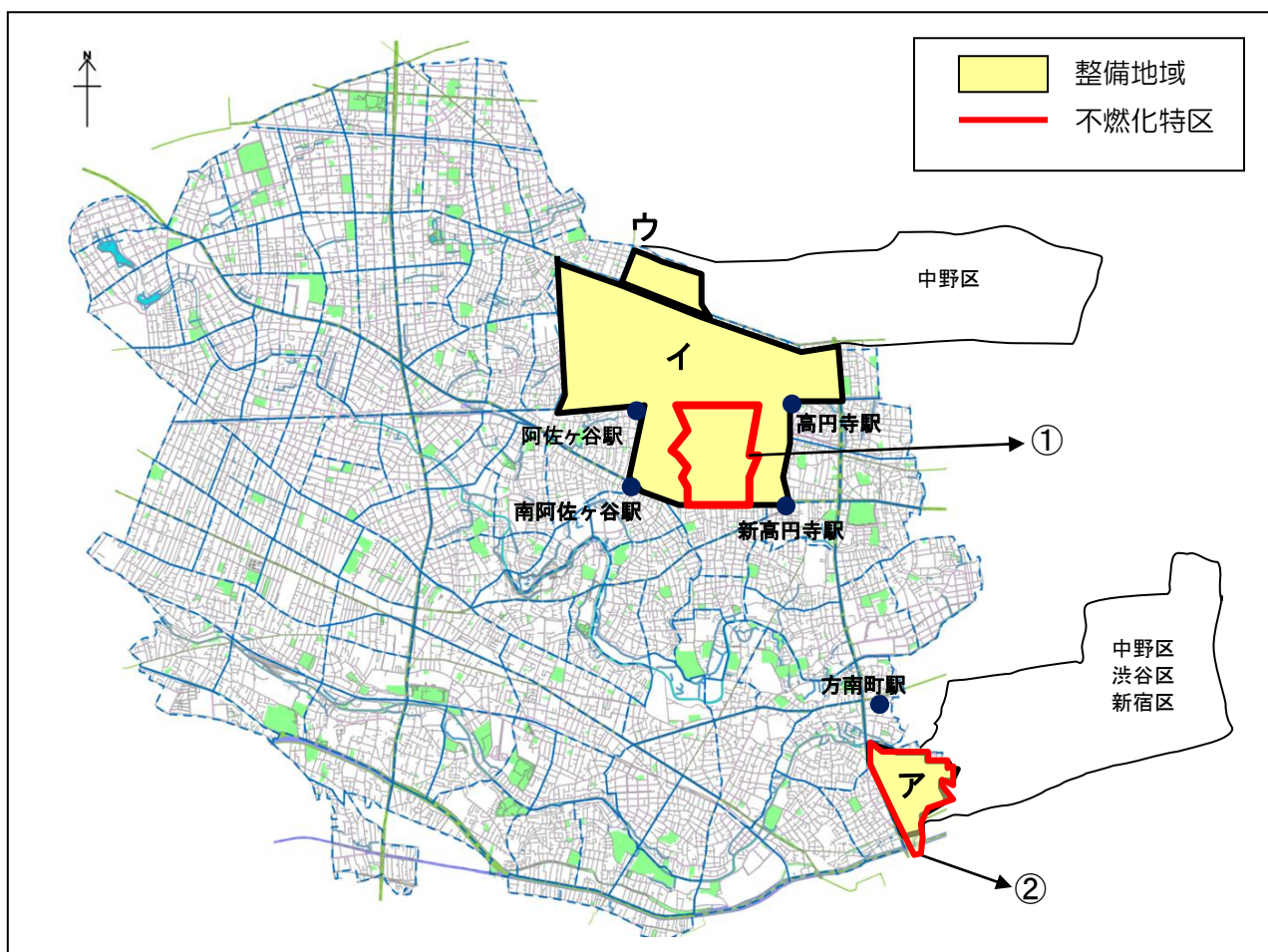
都内には山手線外周部を中心に木造住宅密集地域が広範に分布しています。

これらの地域は、道路や公園などの都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから、大地震が発生した場合、建物の倒壊や同時多発的な火災により大規模な市街地火災が発生するおそれがあります。

そのため、東京都は「防災都市づくり推進計画」を策定し、木造住宅密集地域のうち震災時に大きな被害が想定される地域を「整備地域」と指定しました。

また、整備地域のうち、東京都と区が連携して不燃化促進等を重点的・集中的に実施することで、災害時の被害拡大を防ぐことを目的に「不燃化特区」が指定されています。

#### ■東京都防災都市づくり推進計画の整備地域及び不燃化特区



##### 【整備地域】

- ア 「南台・本町(渋)西新宿地域」 約 33ha(杉並区のみ面積)
- イ 「阿佐谷・高円寺周辺地域」 約 273ha
- ウ 「大和町・野方地域」 約 19ha(杉並区のみ面積)

##### 【不燃化特区】

- ① 「杉並第六小学校周辺地区」約 46.7ha
- ② 「方南一丁目地区」約 33.6ha

### (1) 整備地域内の耐震化の現状と目標

「整備地域」には、ア)方南1丁目、イ)阿佐谷北1～5丁目・阿佐谷南1～2丁目・高円寺北2～4丁目・高円寺南3丁目と2・4丁目の一部・天沼1丁目の一部・本天沼1丁目の一部、ウ)阿佐谷北6丁目指定されています。

**現状** 「整備地域」内の建築物は **約81.8%** が耐震性があると見込まれます。

#### ■「整備地域」内の耐震化の現状 (単位：棟 不燃化特区内の棟数含む)

	整備地域	棟数	耐震性が不十分と見込まれる建築物	耐震性があると見込まれる建築物	耐震化率
木造	ア	1,180	285	895	75.8%
	イ・ウ	8,747	2,356	6,391	73.1%
	計	9,927	2,641	7,286	73.4%
非木造 (マンション等)	ア	441	17	424	96.1%
	イ・ウ	5,775	279	5,496	95.2%
	計	6,216	296	5,920	95.2%
合計		16,143	2,937	13,206	<b>81.8%</b>

平成24年度土地利用現況調査等より推計

### (2) 不燃化特区内の耐震化の現状と目標

「不燃化特区」には、杉並第六小学校周辺地区と方南一丁目地区が指定されています。

**現状** 「不燃化特区」内建築物は **約74.7%** が耐震性があると見込まれます。

#### ■「不燃化特区」内の耐震化の現状 (単位：棟)

	不燃化地区	棟数	耐震性が不十分と見込まれる建築物	耐震性があると見込まれる建築物	耐震化率
木造	杉六小周辺	1,823	638	1,185	65.0%
	方南一丁目	1,180	285	895	75.8%
	計	3,003	923	2,080	69.3%
非木造 (マンション等)	杉六小周辺	524	62	462	88.2%
	方南一丁目	441	17	424	96.1%
	計	965	79	886	91.8%
合計		3,968	1,002	2,966	<b>74.7%</b>

平成24年度土地利用現況調査等より推計

「整備地域」および「不燃化特区」内の建築物について

**目標** 平成33年度までに **96%以上** 耐震化することを目標とします。

この目標に関する方針・取組みは32・33ページ

## 5 多数の区民が利用する建築物等の耐震化の現状と目標

大規模な店舗や医療機関など多くの区民が利用する民間施設については、災害時その機能が確保されていることが必要です。

耐震改修促進法では、不特定多数が利用する施設で一定規模以上のものや災害時に道路を閉塞させる可能性がある建築物を、特定既存耐震不適格建築物\*4に指定し、所有者に対し、指導及び助言、指示をすることができますとしています。

\*4 耐震改修促進法第14条に定める建築物（資料編P1・2参照）で、多数の区民が利用する一定規模以上の建築物（本計画では緊急輸送道路等の通行障害建築物を除く）。

### （1）特定既存耐震不適格建築物(民間)の耐震化の現状と目標

**現状** 特定既存耐震不適格建築物は **約85.8%** が耐震性があると見込まれます。

区内には、不特定多数が利用する民間の特定既存耐震不適格建築物は、平成24年現在1,236棟が該当し、用途別では賃貸住宅、寄宿舍、下宿等が859棟と最も多く、約7割を占めています。

このうち、災害時の医療活動の拠点となる、「災害拠点病院」(2カ所)の耐震化率は100%となっています。

#### ■特定既存耐震不適格建築物(民間)の建築物用途別耐震化の現状 (単位：棟)

建築物用途	棟数	耐震性が不十分と見込まれる建築物	耐震性があると見込まれる建築物	耐震化率
賃貸住宅、寄宿舍、下宿棟	859	103	756	88.0%
学校	94	18	76	80.9%
百貨店、店舗、飲食店	90	25	65	72.2%
病院・保育所・高齢者福祉施設等	77	9	68	88.3%
事務所	75	14	61	81.3%
※その他	41	6	35	85.4%
合計	1,236	175	1,061	<b>85.8%</b>

建築基準法に基づく特殊建築物等定期報告より推計

※その他・・・遊技場・公衆浴場・工場・自動車整備工場など

**目標** 平成33年度までに **96%以上** 耐震化することを目標とします。

この目標に関する方針・取組みは34ページ



## (2) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状と目標

区内には、病院、店舗、私立学校などで大規模な建築物(要緊急安全確認大規模建築物\*5)は9棟あります。また区立施設は小中学校が43校、その他1施設が対象となり、計44施設、44棟となります。

これらの建築物は、耐震改修促進法により、平成27年12月31日までに、所有者に耐震診断及び結果報告が義務付けられました。

\*5 耐震改修促進法附則第3条第1項に定める建築物(資料編P1・2参照)で、①不特定多数の者が利用する大規模建築物、②避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、③一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等をいう。

### 現状

要緊急安全確認大規模建築物は **約94.4%** が耐震性があると見込まれます。

### ■要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

	棟数	耐震性が不十分と見込まれる建築物	耐震性があると見込まれる建築物	耐震化率
民間施設	9	3	6	66.7%
区立施設	44	0	44	100.0%
都立施設	1	0	1	100.0%
合計	54	3	51	<b>94.4%</b>

平成27年12月31日現在、耐震診断実施中のため耐震性が不明な建築物は、耐震性が不十分と見込まれる建築物に算入しています。

### 目標

平成33年度までに **100%** 耐震化することを目標とします。

この目標に関する方針・取組みは34ページ

### (3) その他の建築物(民間)の耐震化の現状と目標

区内には、特定既存耐震不適格建築物の規模要件には該当しないものの、病院・診療所など災害時に重要な機能を果たす施設や保育所・高齢者施設など、避難に際して配慮が必要な区民が利用している施設が507棟あります。

**現状**      その他の建築物は **約87.2%** が耐震性があると見込まれます。

#### ■その他の建築物(民間)の耐震化の現状 (単位：棟)

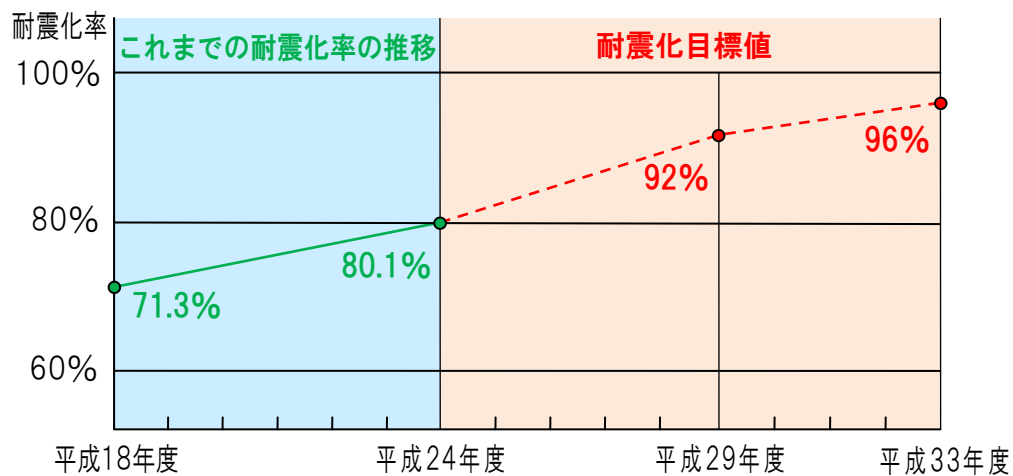
	棟数	耐震性が不十分と見込まれる建築物	耐震性があると見込まれる建築物	耐震化率
病院・診療所	227	32	195	85.9%
障害者施設・児童施設	144	10	134	93.1%
高齢者施設	84	10	74	88.1%
保育所・託児所	52	13	39	75.0%
合計	507	65	442	<b>87.2%</b>

\*平成24年度土地利用現況調査等より推計

**目標**      平成33年度までに **96%以上** 耐震化することを目標とします。

この目標に関する方針・取組みは34ページ

■ 区内全建築物 耐震化目標値



■ 項目別 目標耐震化率一覧

		24年度	29年度	33年度
住宅	棟	79.7%	92%	96%
	戸	79.4%	92%	96%
住宅以外の建築物		88.8%	93%	96%
区立施設		99.7% (27年度)	99.8%	100%
特定緊急輸送道路沿道建築物		76.2% (26年度)	90%かつIs値0.3未満の解消 (31年度)	96%
一般緊急輸送道路沿道建築物		88.6%	93%	96%
杉並区緊急道路障害物除去路線		88.5%	93%	96%
木造住宅密集地域（整備地域）		81.8%	92%	96%
木造住宅密集地域（不燃化特区）		74.7%	92%	96%
特定既存耐震不適格建築物		85.8%	92%	96%
要緊急安全確認大規模建築物		94.4% (27年度)	96%	100%
多数の区民が利用するその他の建築物		87.2%	93%	96%

Is値はP.30 構造耐震指標(Is値)を参照

## 第3章 耐震化促進の方針と取組

### 基本的な考え方

建築物の耐震化は、防災対策における基本理念である「自らの命は自らが守る」という「自助」と、「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」の観点から、その建築物所有者(以下「建築物所有者」という。)によって行われることを基本とします。

また、区は公助の観点から次のような取組を行います。

- ① 区は、建築物所有者が耐震診断・耐震改修を円滑に進められるよう、技術的支援を行います。
- ② 区は、杉並区全体の安全を確保し、区民の生命と財産を守るため、必要に応じて財政的支援を行います。
- ③ 区は、耐震診断及び耐震改修を促進させるため、国や東京都と十分に連携して取り組みます。

## 1 区内建築物の耐震化の方針と重点的な取組

### (1) 耐震化の方針

- ・ 区内建築物の耐震化率96%を達成するため、耐震診断及び耐震改修を積極的に支援します。
- ・ 区独自の地震被害シミュレーションを行い、地震被害の「見える化」により区民の防災・減災意識を高め、耐震診断及び耐震改修等の支援・助成の活用を促進します。
- ・ 重点的な取組を設定し、耐震診断及び耐震改修等を効率的かつ効果的に支援します。
- ・ 耐震診断実施後、まだ、耐震改修工事を行っていない建築物所有者に対して、次の段階に進めるように、支援・助言等を積極的に行います。

### (2) 重点的な取組

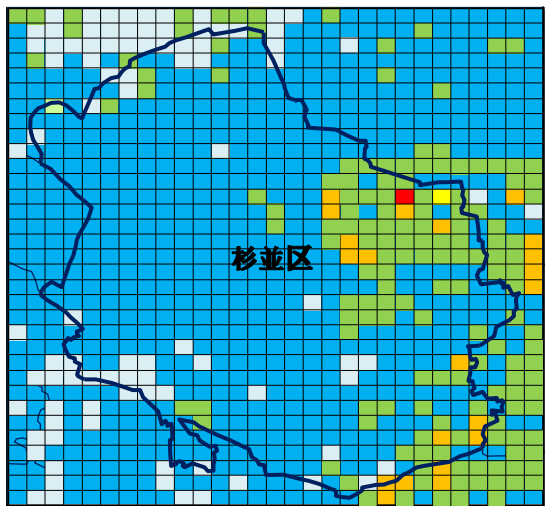
・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 ..... P.30

・ 木造住宅密集地域の耐震化 ..... P.32

・ 木造集合住宅の耐震化 ..... P.26

・ まちづくりと連携したマンション再生等による耐震化 ..... P.27

■ 地震被害シミュレーションイメージ図



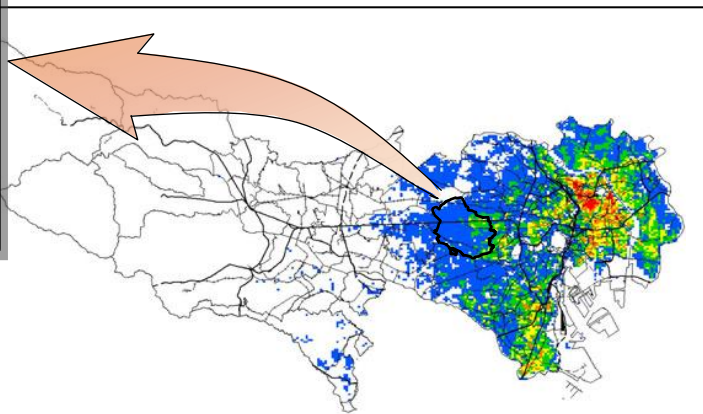
東京湾北部地震における杉並区建物倒壊の分布

(H24 年度東京都公表)

250m メッシュのシミュレーション

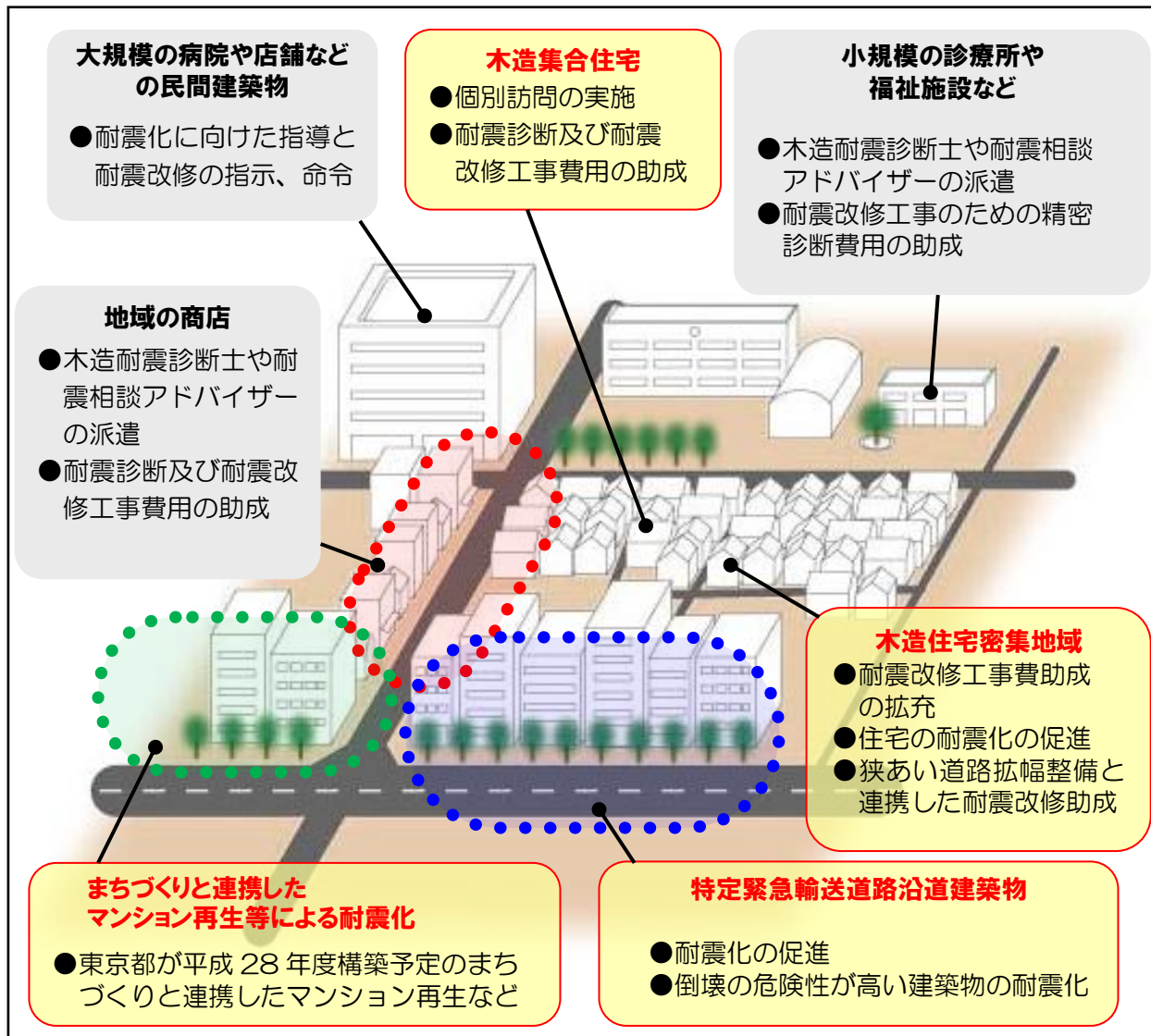
区ではより詳細な地震被害シミュレーションを行うため、50m メッシュで作成予定

- 全壊:50~100 棟 半壊:100~150 棟
- 全壊:25~50 棟 半壊:50~100 棟
- 全壊:25~50 棟 半壊:25~50 棟
- 全壊:10~25 棟 半壊:25~50 棟
- 全壊:0~2 棟 半壊:2~25 棟



■ 取組とまちの関係イメージ図

重点的な取組



## 2 用途でみた耐震化の方針と取組

### (1) 住宅の耐震化の方針と取組

- ・区内建築物の約95%を占める住宅の耐震化を促進します。

#### ① 木造住宅の耐震化の方針

**重点**

- ・耐震性が不十分と見込まれる木造住宅(43,443戸)のうち木造集合住宅(28,121戸)は、約65%の戸数を占めていますが、一戸建てに比べ耐震診断及び耐震改修の実施件数が少なく、また1棟に多くの世帯が居住するため、耐震化を重点的に促進します。

#### ■ 木造集合住宅の耐震化支援実績 (単位：件)

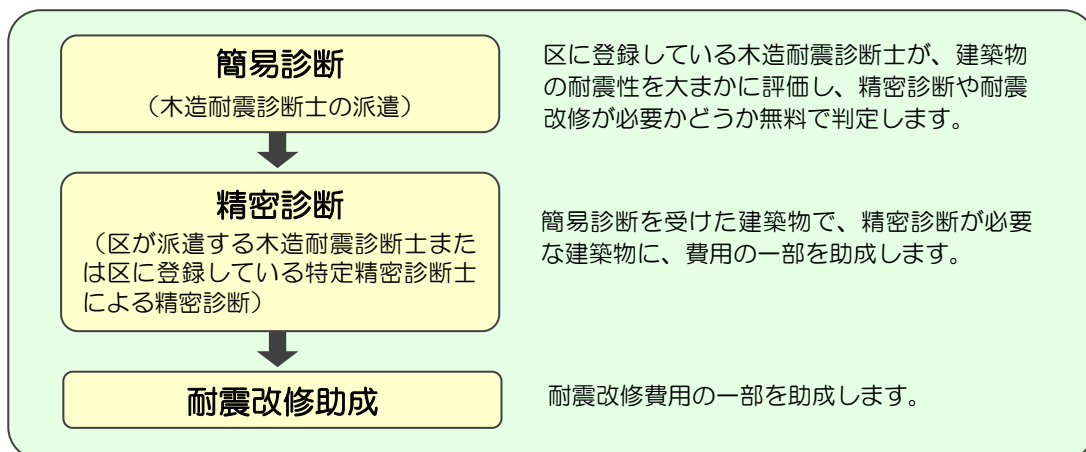
		23年度	24年度	25年度	26年度	計
簡易診断	木造集合住宅	53	65	30	32	180
	戸建住宅	526	457	212	170	1,365
	計	579	522	242	202	1,545
精密診断	木造集合住宅	27	50	19	4	100
	戸建住宅	206	254	161	756	1,377
	計	233	304	180	760	1,477
耐震改修	木造集合住宅	10	7	9	2	28
	戸建住宅	60	93	95	67	315
	計	70	100	104	69	343

#### ② 木造住宅の耐震化の取組

- ・無料の簡易診断(木造耐震診断士の派遣)を継続して行います。
- ・精密診断や耐震改修工事に要した費用の一部助成を継続して行います。
- ・集合住宅は戸建住宅と比べ、改修工事費が高くなることから、木造集合住宅の所有者に対し、住戸数に応じた耐震改修助成を拡充します。
- ・耐震診断後、耐震改修を行っていない所有者に対し、指導・助言・支援を行います。
- ・(仮称)木造住宅耐震アドバイザー派遣を実施し、耐震改修を促進します。

**重点**

#### ■ 木造住宅等の耐震化支援のながれ



### ③ 木造以外の住宅の耐震化の方針

・ 耐震性が不十分と見込まれる木造以外の住宅(26,775戸)のうち集合住宅(24,225戸)が約90%の戸数を占めており、1棟に多くの世帯が居住するため、集合住宅の耐震化を促進します。

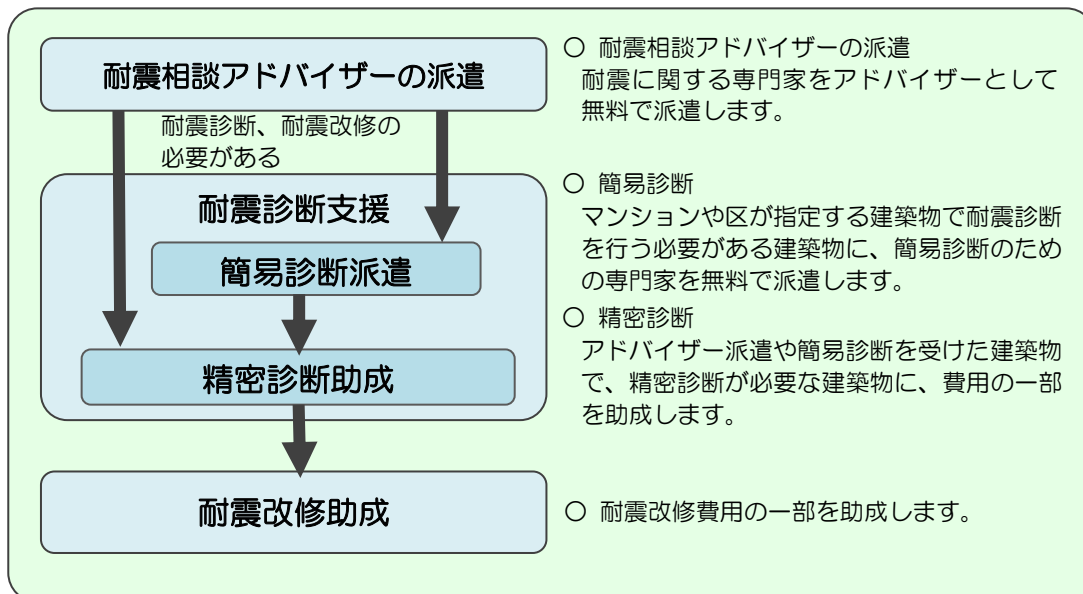
**重点**

・ 耐震性に課題のあるマンションには、建設後の法規制の強化等により、単独での建替えが困難なものがあります。特にマンション等が集積している地域での耐震化を重点的に促進します。

#### ■ 非木造住宅の耐震化支援実績 (単位：件)

		23年度	24年度	25年度	26年度	計
簡易診断	分譲マンション	19	16	11	11	57
	賃貸マンション	17	11	7	2	37
	戸建住宅	2	6	0	0	8
	計	38	33	18	13	102
精密診断	分譲マンション	3	8	1	2	14
	賃貸マンション	3	4	2	2	11
	戸建住宅	0	1	1	0	2
	計	6	13	4	4	27
耐震改修	分譲マンション	0	1	1	4	6
	賃貸マンション	2	0	3	0	5
	戸建住宅	1	0	0	0	1
	計	3	1	4	4	12

#### ■ マンションなど木造以外の建物の耐震化支援のながれ





#### ④ 木造以外の住宅の耐震化の取組

**重点**

- ・ 耐震性に課題のあるマンション等が集積し、防災、活力などまちづくりの課題を抱える地域において、まちづくりと一体となってマンション再生(建替え・改修等)を推進する新たな制度(以下、「まちづくりと連携したマンション再生制度」という)の創設に向けた検討を東京都と連携して行います。
- ・ 具体的には、「まちづくりと連携したマンション再生制度」の先行モデル事業として東京都が選定した「方南町駅周辺地区」での調査・研究を行っていきます。
- ・ 無料の耐震相談アドバイザーの派遣を継続して行います。
- ・ マンション等を対象にした、無料簡易診断を継続して行います。
- ・ 精密診断や耐震改修工事に要した費用の一部助成を継続して行います。
- ・ 東京都と連携してマンション個別訪問(マンション啓発隊)を継続実施し、個々のマンションの状況に応じたきめ細やかな助言を行います。

#### ■方南町駅周辺地区(約4.5ha)

東京都が構築予定の「まちづくりと連携したマンション再生制度」を活用したモデル事業調査対象区域





### (3) 住宅以外の建築物の耐震化の方針と取組

#### ① 耐震化の方針

- 住宅以外の建築物の耐震化率は約88.8%となっており、耐震化をさらに促進するため、耐震診断及び耐震改修を引き続き支援していきます。

住宅以外の建築物
事務所・営業店舗(銀行など)等
デパート・店舗・飲食店・ホテル等
寺社・教会・町内会館等
幼稚園・学校・大学・専修学校等
自動車車庫・交通施設・倉庫等
病院・診療所・保育所・高齢者施設等
美術館・図書館・公会堂・体育館等
工場・生コン工場・自動車修理工場・ 洗濯作業を伴うクリーニング店
官公署等
その他(給水所・給水施設建屋・排水所・変電所・受変電設備建屋・温室など)

#### ② 耐震化の取組

- 建築物所有者への耐震診断・耐震改修助成を継続して行います。
- 建築物所有者への耐震相談アドバイザー派遣などの支援を継続して行います。

### (4) 区立施設の耐震化の方針と取組

#### ① 耐震化の方針

- 防災上重要な施設及び多くの区民が利用する区立施設について、耐震化率100%を目標に取り組みます。

#### ② 耐震化の取組

- 平成28年3月現在、杉並清掃事務所と産業商工会館(耐震補強工事中)を除き、すべて耐震性を有する施設となりました。杉並清掃事務所については、今後、区立施設再編整備計画に基づき改築を進めていきます。

### 3 閉塞を防ぐべき道路沿道の耐震化の方針と取組

#### (1) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の方針と取組

##### ① 耐震化の方針

**重点**

- ・特定緊急輸送道路は地震発生後の救急救命や緊急物資等の輸送などを担う、広域的な重要幹線道路であり、公共的な観点から沿道建築物の耐震化に重点的に取り組みます。
- ・沿道建築物のうち、倒壊、又は崩壊する危険性が高い構造耐震指標(Is値)<sup>\*6</sup>が0.3未満の建築物の耐震化に重点的に取り組みます。

##### ② 耐震化の取組

**重点**

- ・建築物所有者への精密診断・補強設計・耐震改修工事・建替え・除却助成を継続します。
- ・Is値が0.3未満(倒壊、又は崩壊する危険性が高い)の建築物に対しては、平成27年度から開始した加算助成制度を活用して重点的に耐震化を促進します。
- ・Is値が0.6(倒壊、又は崩壊する危険性が低い)に達しないが、耐震性が向上する耐震改修工事に対する助成を継続します。
- ・耐震診断未実施者に対し、耐震改修促進法に基づき、適切な指導・指示を行います。
- ・個別訪問の実施などにより、耐震診断から補強設計、補強設計から耐震改修へと進むための指導・助言・支援を積極的に行います。

\*6 **構造耐震指標(Is値)**とは、建築物の強度、粘り、形状、経年状況を考慮して算出した耐震診断の数値です。耐震改修促進法の告示で、大地震時における建築物の評価をIs値によって下表のように定めています。

Is値	評価
0.6以上	倒壊、又は崩壊する危険性が低い
0.3以上0.6未満	倒壊、又は崩壊する危険性がある
0.3未満	倒壊、又は崩壊する危険性が高い

## (2) 一般緊急輸送道路沿道建築物及び杉並区緊急道路障害物除去路線沿道建築物の耐震化の方針と取組

### ① 耐震化の方針

- ・ 一般緊急輸送道路や杉並区緊急道路障害物除去路線は区民の避難や救急・救命などの役割を担う道路であることから、耐震診断及び耐震改修を積極的に支援します。

### ② 耐震化の取組

- ・ 耐震化を特に促進すべき地域の建築物として、建築物所有者への耐震診断・耐震改修に対する割増助成を継続して行います。
- ・ Is値が0.6(倒壊、又は崩壊する危険性が低い)に達しないが、耐震性が向上する耐震改修工事に対する助成を継続します。
- ・ 建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修の進め方に関することや、マンションの所有者間の意思統一の形成を円滑に進められるよう助言をするための、耐震相談アドバイザー(建築士等)派遣などの支援を継続して行います。

## 4 木造住宅密集地域の耐震化の方針と取組

木造住宅密集地域については、大震災時の延焼火災を防止する観点から木造住宅の不燃化や狭あい道路の拡幅を中心に、防災まちづくりを進めます。地震による住宅の倒壊は、道路を塞ぐなど、地域における避難、初期消火や救急・救命などの活動に支障が出る恐れがあるばかりでなく、延焼の危険性を高めることにもなるため、併せて耐震化にも重点的に取り組めます。

### (1) 整備地域内の耐震化の方針と取組

#### ① 耐震化の方針

##### 重点

- ・東京都が策定した「防災都市づくり推進計画」において指定された整備地域内の建築物については、積極的に耐震化・不燃化を進めていきます。

#### ② 耐震化の取組

##### 重点

##### ア) 木造住宅

- ・無料の簡易診断(木造耐震診断士の派遣)を継続して行います。
- ・建築物所有者への精密診断助成を継続して行います。
- ・建築物所有者への耐震改修助成の拡充を継続して行います。
- ・整備地域のうち阿佐谷南・高円寺南地区内で耐火建築物又は準耐火建築物を建築する場合(法令の規定により耐火建築物又は準耐火建築物にする場合を除く)、建築主への不燃化助成を継続して行います。
- ・(仮称)木造住宅耐震アドバイザー派遣を実施し、耐震改修を促進します。
- ・さらに耐震化を加速させるため、耐震改修助成の拡充及び除却助成を行います。
- ・耐震改修工事に併せて狭あい道路拡幅整備事業と連携した耐震改修助成の拡充を行います。

##### イ) 木造以外の住宅

- ・耐震化を特に促進すべき地域の建築物として、建築物所有者への耐震診断・耐震改修に対する割増助成を継続して行います。
- ・建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修の進め方に関することや、マンションの所有者間の意思統一の形成を円滑に進められるよう助言をするための、耐震相談アドバイザー(建築士等)派遣などの支援を継続して行います。

## (2) 不燃化特区内の耐震化の方針と取組

### ① 耐震化の方針

**重点**

- ・ 整備地域のうち不燃化特区内(杉並第六小学校周辺地区及び方南一丁目地区)の建築物については、積極的に不燃化・耐震化を進めていきます。

### ② 耐震化の取組

**重点**

#### ア) 木造住宅

- ・ 無料の簡易診断(木造耐震診断士の派遣)を継続して行います。
- ・ 建築物所有者への精密診断助成を継続して行います。
- ・ 耐震化を特に促進すべき地域の建築物として、建築物所有者への耐震改修に対する割増助成を継続して行います。
- ・ 耐震・不燃化を促進するため、老朽建築物除却や建替え助成を継続して行います。
- ・ (仮称)木造住宅耐震アドバイザー派遣を実施し、耐震改修を促進します。
- ・ さらに耐震化を加速させるため、耐震改修助成の拡充を検討します。
- ・ 耐震改修工事に併せて狭あい道路拡幅整備をする場合の耐震改修助成の拡充を行います。

#### イ) 木造以外の住宅

- ・ 耐震化を特に促進すべき地域の建築物として、建築物所有者への耐震診断・耐震改修に対する割増助成を継続して行います。
- ・ 建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修の進め方に関することや、マンションの所有者間の意思統一の形成を円滑に進められるよう助言をするための、耐震相談アドバイザー(建築士等)派遣などの支援を継続して行います。

## 5 多数の区民が利用する建築物等の耐震化の方針と取組

---

### (1) 特定既存耐震不適格建築物(民間)及び要緊急安全確認大規模建築物の耐震化方針と取組

#### ① 耐震化の方針

- ・ 特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修を積極的に支援します。また、要緊急安全確認大規模建築物は、耐震改修促進法に基づき、耐震診断の結果耐震性が不足する建築物については東京都と連携し、耐震改修を積極的に支援します。

#### ② 耐震化の取組

- ・ 耐震化を特に促進すべき建築物として、建築物所有者への耐震診断・耐震改修に対する割増助成を継続して行います。
- ・ 建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修の進め方に関する助言をするための、耐震相談アドバイザー(建築士等)派遣などの支援を継続して行います。
- ・ 区は、特定既存不適格建築物の所有者に対し、耐震改修促進法に基づき、耐震診断及び耐震改修について必要な指導、助言、及び指示等を行います。

### (2) その他建築物の耐震化の方針と取組

#### ① 耐震化の方針

- ・ 診療所や保育所、グループホームなどの高齢者施設及び障害者施設などで、特定既存耐震不適格建築物の規模要件には該当しないものの、震災時の避難に配慮が必要な区民が利用している施設は、震災後もその機能の確保が重要であることから、耐震診断及び耐震改修を積極的に支援します。
- ・ 杉並区地域防災計画で震災時の医療救護活動や緊急輸送業務、応急物資の優先供給などに関する協力協定を結んでいる団体に加盟し、協定に基づく取組を主に実施するための建築物について、救援・救護活動等に支障をきたすことがないよう耐震診断及び耐震改修を積極的に支援します。

#### ② 耐震化の取組

- ・ 耐震化を特に促進すべき建築物として、建築物所有者への耐震診断・耐震改修に対する割増助成を継続して行います。
- ・ 建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修の進め方に関する助言をするための、耐震相談アドバイザー(建築士等)派遣などの支援を継続して行います。

## 6 その他の取組

### (1) 高齢者など災害時要配慮者の安全確保に関する取組

災害発生時の避難に配慮が必要な高齢者や障害者などの区民(災害時要配慮者)の安全対策等を積極的に支援します。

#### ① 安全確保に関する取組

- ・ 昭和56年5月以前に建築された木造住宅に居住する災害時要配慮者に対して、耐震シェルター等の設置助成を行います。
- ・ 地震発生時の建物倒壊や家具転倒、火災対策などの住宅の状況等を無料診断するため、建築士(建物防災支援アドバイザー)の派遣を行います。
- ・ 災害時要配慮者などに対する、家具転倒防止器具の無料取付の取組を継続します。

### (2) 耐震化に関する普及啓発等の取組

#### ① 情報提供の充実及び相談体制の整備

##### ア) 情報提供

- ・ 広報すぎなみや区ホームページ等を通じて、助成制度の説明や耐震化に関するイベント情報、相談窓口の案内などを行います。
- ・ 耐震化助成制度のパンフレット、ポスター等を作成し、区役所本庁舎の外、区民事務所、図書館、高齢者福祉施設及び障害者福祉施設などで配布します。

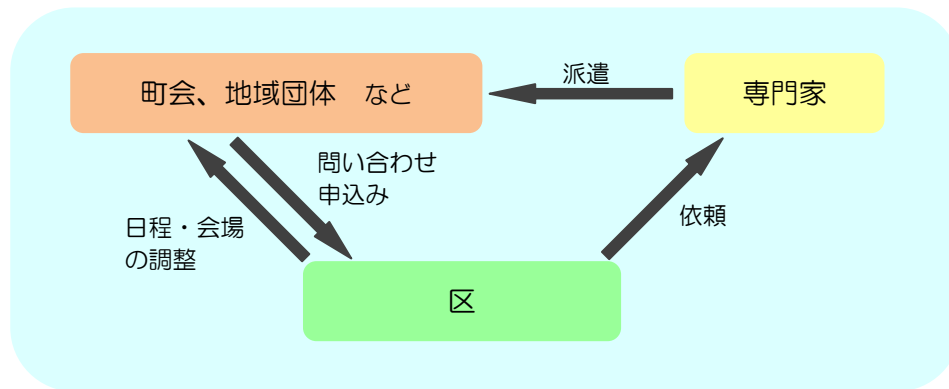
##### イ) 防災まちづくりイベント等の実施

- ・ 耐震化の必要性を広く区民に周知するため、消防署などの公共機関、区内外の関係団体及び学校や地域住民等の協力を得て、耐震改修工法や耐震シェルター等の紹介など、防災まちづくりに関するイベントを定期的で開催します。

##### ウ) 耐震相談会等の実施

- ・ 住宅などの耐震性に対する不安を解消するため、関係団体等の協力のもと、耐震相談会を定期的で開催します。
- ・ また、地域で耐震化の必要性についての関心を高めるため、区民からの要請による出張耐震相談会を行います。
- ・ 関係団体が自主的に行う耐震化の促進に関する講演会やイベントなどについて、積極的に支援していきます。
- ・ 分譲マンションなどの耐震化をテーマとした耐震セミナー等を開催します。

■出張耐震相談会のなげれ



工) 耐震改修促進税制の周知等

- ・平成18年度税制改正により耐震改修促進税制が創設され、既存住宅を改修した場合に固定資産税や所得税が軽減されるようになりました。区は、この税金軽減の申請に必要な住宅耐震改修証明書を発行するとともに本制度の周知に努めます。

(3) 関係機関や地域住民等との連携等

建築物の耐震化促進の取組を、国や都、関係団体の協力を得て効果的に実施します。また、これまで行ってきた区民と区の協力による震災時の防災訓練などに加え、大規模地震時の被害を軽減する方策についても、自治会や防災まちづくりに取り組む団体と協力して進めていきます。

① 国・都・他の自治体との連携等

- ・耐震化の促進に向け、助成制度や税制の優遇措置などの支援策がより充実するよう、国や都に対し要請していきます。
- ・東京都や他自治体との連携を図り、耐震化の取組を進めます。

② 事業者や関係団体との連携

- ・区内の建築士、工事業者等の団体と連携して、耐震診断や耐震改修工法に関する講習会の開催などを行います。

③ 地域住民との連携

- ・住民自らが地震に強いまちづくりに取り組む町会・自治会や関係団体等に対し、必要な情報の提供、建築士の派遣などを行います。



#### (4) その他の安全対策(関連取組の推進)

平成17年8月に発生した宮城県沖地震では、スポーツ施設の天井が落下し、多くの方が負傷しました。また、平成23年3月の東日本大震災では、区内においても大谷石塀などの倒壊や屋根瓦の落下などの被害がありました。

地震による窓ガラスや外壁の落下、ブロック塀の倒壊などによる被害を防止するための対策に取り組みます。

##### ① 地震時の被害を軽減するための調査・指導

- ・ 避難場所、震災救援所への避難路を確保するため、通学路(震災救援所への避難)や避難路沿道を中心に、ブロック塀やがけ擁壁の状況を調査し、特に危険なものについては改善の指導を行います。
- ・ 新たに高架水槽や看板などを設置する際には、東京都屋外広告物条例、建築基準法に基づき、許可・確認申請時に脱落や落下による事故が生じないよう申請者に指導します。
- ・ 既存の落下の恐れがある外壁タイルや看板などの所有者には、随時必要に応じ適正な管理、改善を行うよう指導します。

##### ■大谷石塀の倒壊



##### ② 家具転倒やエレベーターなど屋内の地震被害の防止

- ・ 室内で家具等による被害の発生を防ぐ観点から、家具の転倒防止の重要性と防止器具など普及啓発を進めます。
- ・ エレベーターの地震時の閉じ込め被害を防止するため、地震対応型のエレベーターの普及啓発に努めます。
- ・ 既存建築物について、天井(高さ6m、面積200㎡を超える特定天井)の落下防止対策の普及啓発及び改善指導に努めます。



# 資料編

耐震改修促進法における規制対象一覧 .....	-1-
地盤の状況 .....	-3-
地震に関する地域危険度 .....	-4-





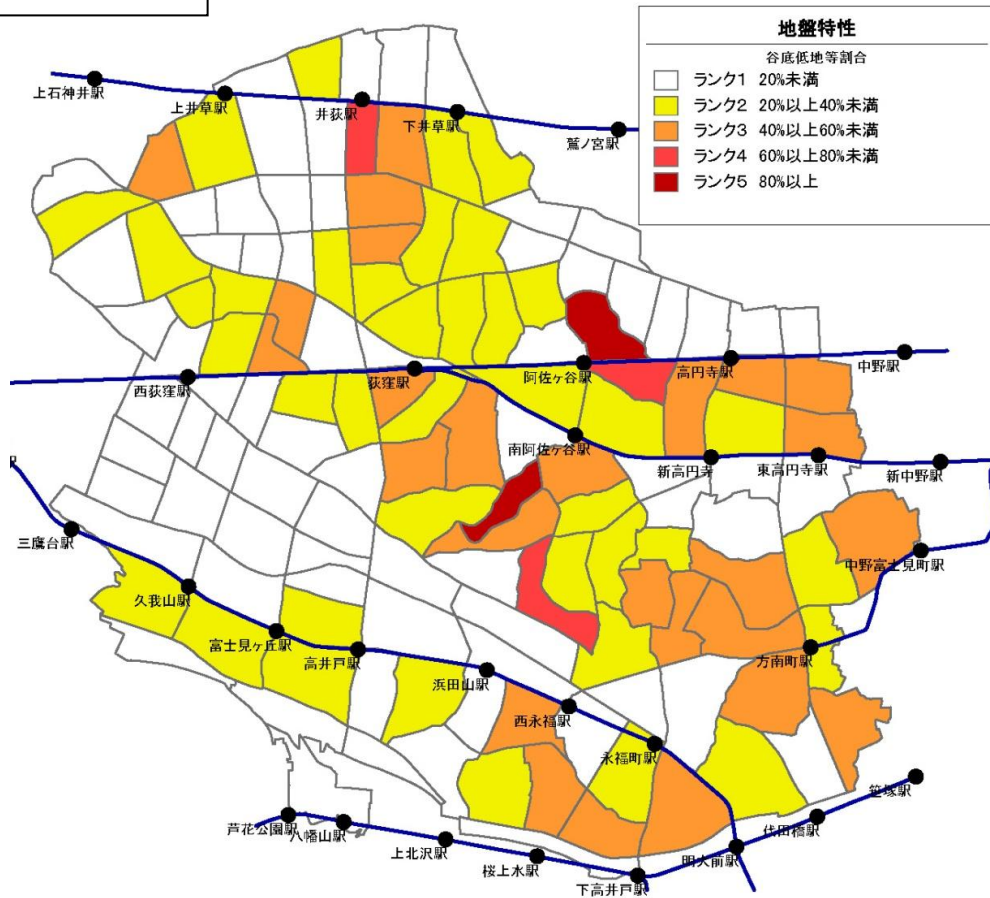
用途	特定既存耐震不適格建築物の規模要件		要緊急安全確認大規模建築物の規模要件（附則第3条）
	（法14条）※1	（法15条）※2	
自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上5,000㎡未満	階数3以上かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は処理するすべての建築物	500㎡以上5,000㎡未満	階数1以上かつ5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路の幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	同左	

※1耐震改修促進法第15条第1項に基づく指導及び助言の対象となる建築物

※2耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示対象となる建築物

## ■地盤の状況

### 地盤特性図



(平成12年 杉並区防災都市づくり調査より)

### 杉並区的主要河川

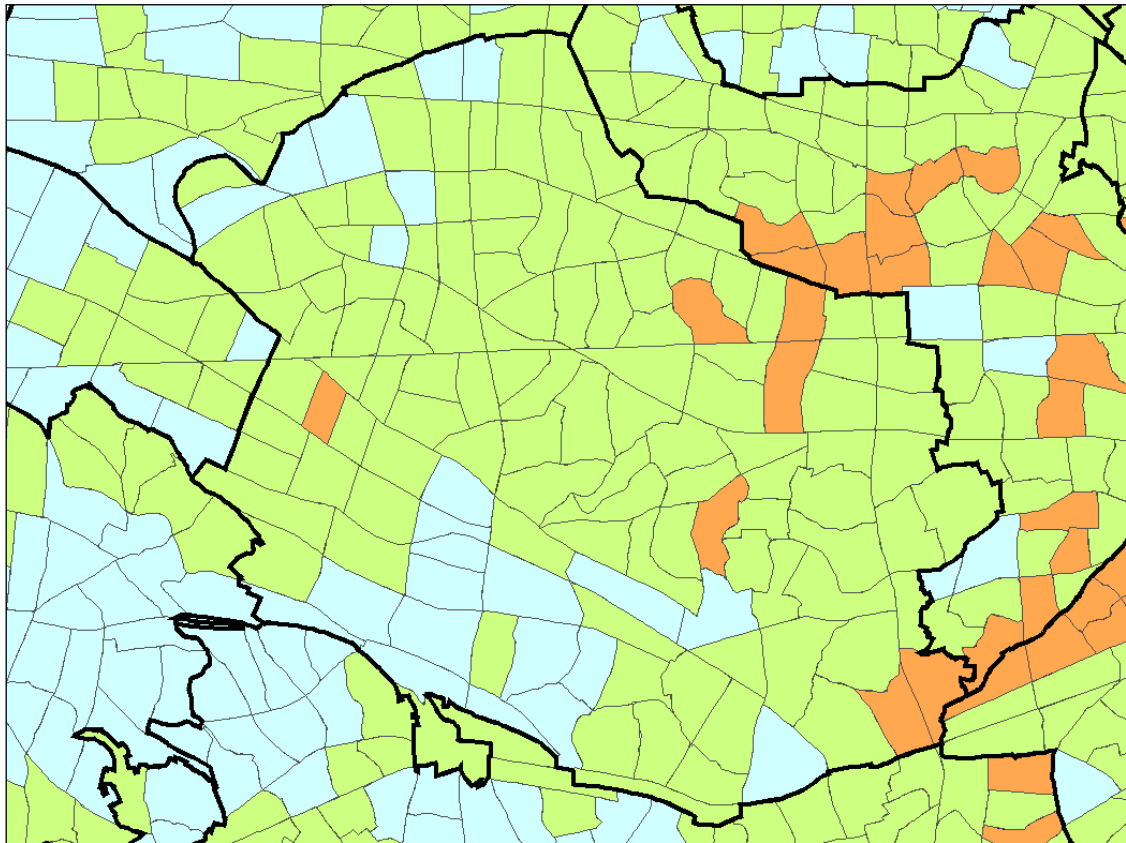


杉並区は大部分が台地となっていますが、妙正寺川、善福寺川、神田川沿いや、旧井草川、旧桃園川などのかつての河川沿いに谷底低地等が分布しています。このような谷底低地等に当たる部分は地盤が一般に軟弱であるため、地震による建物などへの被害が発生しやすいとされています。



## ■地震に関する地域危険度

### 建物倒壊危険度図



凡例		危険度ランク	
□	区市町村界	■	5
□	町丁目界	■	4
		■	3
		■	2
		■	1

(東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第7回)より)

東京都の地域危険度測定調査によると、杉並区内で建物倒壊の危険度が高い、危険度3の地域が7丁目あります。全域では、古い建物が多い地域や地盤が弱い地域を中心に危険度が高くなっています。

#### 【危険度3の町丁目】

- ①阿佐谷北1丁目、②和泉1丁目、③高円寺北3丁目、④高円寺南3丁目、  
⑤成田東1丁目、⑥西荻南2丁目、⑦方南1丁目

# ご意見をお寄せ下さい

## 杉並区耐震改修促進計画（案）の改定について

★印の欄は、必ず記入してください。

★【お名前】

★【ご住所】

〒  
.....  
.....

※区外にお住まいの方で、在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地、事業者の方は事業所の名称と所在地を記入してください

【ご意見をご記入ください】 ※書ききれない場合は、別紙で添付していただいても結構です。

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

【提出方法】

ご記入後、この用紙を受け取られた窓口に直接提出していただくか、提出先あて郵送またはファクスで送付してください。

【提出期限】

平成 28 年 3 月 30 日（水）必着

【提出先】

杉並区役所 都市整備部 建築課  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1  
TEL : 03(3312)2111 FAX : 03(5307)0690

ご意見に対する区の考え方は、広報すぎなみ・ホームページで後日公表いたします。